

職業相談室利用規程

このたび、当社倉庫に隣接して従業員の皆さんの職業に関する相談を行うための職業相談室を仕切りを入れて設置し、福利厚生の実をすすめていきたいと思っております。

以下に利用規定を示しますので、活用を進んで試みて下さい。

第1条（職業相談室設置の目的）

この規程は、職業相談室の本来の利用目的が徹底され、従業員の福利厚生の実が図られ職業能力開発への意欲が高揚するとともに、定着率の向上を目的として定めるものである。

第2条（利用対象者）

職業相談室（以下単に「相談室」という）を利用できる者は、当社就業規則第2条に定める従業員にかぎるものとする。

第3条（利用手続）

相談室の利用にあたっては、職業相談員に申し出し、備え付けの利用者等記録帳に必要事項を記入すること。

第4条（職業相談員の配置及び使用時間）

相談室の職業相談員待機時間及び使用時間は次のとおりとする。

- 月曜日から金曜日 午前9時15分から午前10時55分

第5条（使用上の注意）

相談室の使用にあたっては、備品の取扱に十分注意すること。もし、利用者に重大な過失があり損傷した場合は、実費修理代等を請求することもある。

付 則

この規程は、平成16年9月1日より運用し、必要に応じ変更し、従業員の過半数を代表する者の承認を得る。

